

宗像市史跡等保存管理推進委員会 委員名簿

期間：平成24年7月4日～平成26年7月3日

	区分	分野	氏名	備考
1	知識経験を有する者	史跡部門	西谷 正	九州大学名誉教授
2		史跡部門	杉本 正美	九州芸術工科大学名誉教授
3		史跡部門	林 重徳	元佐賀大学教授
4		建築部門	河上 信行	(株) 河上建築事務所
5		自然部門 (動物)	岡部 海都	九州環境管理協会
6		自然部門 (植物)	井上 晋	元九州大学准教授
7	市民代表	地元市民 (大島)	沖西 敏明	宗像大社 沖・中両宮奉賛会
8		地元市民 (玄海)	吉武 二美	玄海地区コミュニティ運営協議会
9		市民ボランティア	平松 秋子	むなかた歴史を学ぼう会会長

宗像市史跡等保存管理推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市史跡等保存管理推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、9人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 教育関係機関を代表する者
- (3) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(出席の要求)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認めるものに対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働・環境部郷土文化学習交流課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布日から施行する。

○宗像市教育委員会教育長専決規程

平成15年4月1日

教育委員会訓令第1号

改正 平成17年3月25日教委訓令第1号

平成19年12月27日教委訓令第2号

平成24年1月10日教委訓令第1号

宗像市教育委員会教育長は、次に掲げる事項につき、宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する事務を専決することができる。ただし、異例に属するもの又は重要なものについてはこの限りでない。

- (1) 教育委員会事務局及び教育機関の職員のうち部長、理事、課長、室長、参事、主幹指導主事、指導主事及び社会教育主事を除く職員の任命その他の人事に関すること。
- (2) 校長及び教頭を除く宗像市立の学校の教職員の任免その他の人事の内申に関すること。
- (3) 法令、条例又は規則に基づく附属機関の委員その他非常勤の特別職の職員（社会教育委員、スポーツ推進委員、通学区域審議会委員及び文化財保護審議会委員は除く。）の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日教委訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月10日教委訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。